

更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

ACELINK NX-CEにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。

お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

<主な対応内容>

- ・会計の新リース会計基準対応
- ・給与の2026年（令和8年）3月改正対応
- ・減価償却の機能改良対応
- ・各システムの機能改良および不具合対応

1. システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【ACELINK NX-CE 会計】

新リース会計基準の対応として、「使用权資産」「リース負債」の勘定科目をコードマスターに追加しました。

既存の会社データへの勘定科目の追加については、[「新リース会計基準への対応について」](#)を参照してください。

【ACELINK NX-CE 給与】

- ・子ども・子育て支援金の制度開始に対応しました。
- ・通勤費・駐車場代・食事代の非課税限度額に関する改正に対応しました。
- ・雇用保険の資格喪失に関する機能改良に対応しました。

これに伴いデータのバージョンアップが行われます。会計事務所とデータのやり取りをしている場合は、事務所側・顧問先でプログラム更新が必要となります。

※改正・改良等の詳細については、[「給与システム「2026年（令和8年）3月改正対応」について」](#)を参照してください。

【ACELINK NX-CE 減価償却】

- ・『資産除去債務明細表』の集計処理の速度改善を行いました。
- ・『法人税別表』で、別表16(4)の出力方法が「合計」の場合、資産種類別合計行の項番(11)に「経過リース期間定額法適用事業年度（自）」が一番古い日付の物件の適用事業年度（自）、適用事業年度（至）を出力するように対応しました。
- ・『法人税申告書』システムの『申告書入力』で、別表16(4)へ減価償却連動を行う際、連動方法が「資産種類別合計」の場合、資産種類別合計行の項番(11)に「経過リース期間定額法適用事業年度（自）」が一番古い日付の物件の適用事業年度（自）、適用事業年度（至）を連動するように対応しました。

【各システムの機能改良および不具合対応について】

機能改良および不具合対応については、[「ACELINK NX-CE システム対応一覧」](#)を参照してください。

2. オンラインアップデートについて

- (1) オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。
ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。
- (2) オンラインアップデートでは電話番号辞書は更新されません。
最新の電話番号辞書はGOODWILL PLUSサイトの[\[更新プログラムダウンロード\]](#)に掲載しております。

3. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
- (2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、20分～40分を目安とお考えください。
- (3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
・ [ユーティリティ]-[データ関係処理]-[バックアップ]
- (4) クライアント・サーバー型の環境で本プログラムを適用した場合には、クライアント側でクライアントセットアップが必要となります。
- (5) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

【過年度プログラムについて】

● 法人税申告書

本バージョンには、法人税申告書の平成27年4月1日以後終了事業年度用のプログラムを収容しています。

更正・決定期限を経過しているため、平成26年4月1日以後終了事業年度用以前の過年度プログラムはインストールされません。

● 相続税申告書／財産評価明細書／贈与税申告書／所得税確定申告書

本バージョンには、平成29年分申告用・評価用以降のプログラムを収容しています。

更正・決定期限を経過しているため、平成28年分申告用・評価用以前の過年度分はインストールされません。

- (注) すでに過年度分プログラムがインストールされているお客様の環境につきましては、当面は確認等で使用を継続できる見込みですが、今後はバージョンアップを行わないため、OS等の改良・バージョンアップがあった場合は使用できなくなる可能性があります。
今後も更正・決定期間経過後のデータを参照する必要がある場合は、お手数ですが印刷又は電子ファイル化して保存するなどの運用をお願いいたします。

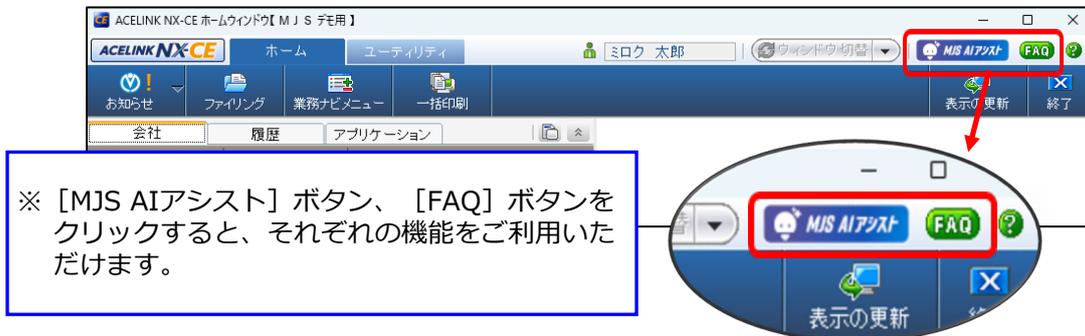
4. システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」をご利用いただけます。また、生成AIを活用した「MJS AIアシスト」にチャット形式で質問することもできます。

【GOODWILL PLUSサイト「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」のお知らせ】

GOODWILL PLUSサイトの「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」ページは以下の方法でご利用いただけますので、ご活用ください。

▼ [ACELINK NX-CEホームウィンドウ]



5. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認の上、送信してください。
- (2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。
- (3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。
- (4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合の上、提出をお願いいたします。
- (5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認の上でお願いいたします。
- (6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (7) 納付書について、各税金系アプリケーションの「国税納付書」、納付書作成システム、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。
- (8) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

6. その他のご注意

- (1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 専用用紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
（「ACELINK NX-CEのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。）
- (3) データをコンバートしてご利用の場合は、システムの仕組みの違いからコンバートされない項目や計算項目・連動項目に変更となっているものがありますので、コンバート後に内容を十分ご確認ください。

以上